

【八尾翠翔高等学校生徒心得】

学校生活の心がまえ

日常生活のすべての領域において、教育方針に示された内容の具体的な実践を心がけることが肝要である。

- ◎本校生徒としての自覚を持ち、知性高い校風の樹立をはかり、心身ともに健康な自己をつくりあげよう。
- ◎互いの人格を尊重しあい、常に他人の立場や気持ちに立てる、思いやりに溢れる生徒になろう。
- ◎学校における日常の諸活動に積極的建設的に参加し、真の学習の歓びを体得しよう。
- ◎礼儀は、自己の教養・人格のあらわれである。物を大切にし、人との協調性をたかめよう。

生徒心得

生徒は本校教育の目標をよく理解し、高校生としての本分を損なうことなく、新しい校風と伝統の樹立に努力しなければならない。

【八尾翠翔高校生徒指導内規】

令和6年4月26日改定

◎日常生活

- (1) 始業5分前までには、必ずHR教室に登校し、その日の課業にはいれる態勢を整えておきましょう。
- (2) 下校時刻までに教室を整備し、戸締まり、消灯をして速やかに下校すること。なお、下校途中に寄り道をせずに早く帰宅すること。
- (3) 学校の施設・設備を利用する場合には、あらかじめ係又は担当の先生の承認を得ておくこと。
- (4) 学用品以外の物品をみだりに持参しないこと。
- (5) 携帯電話等の校内利用は定められた時間のみとし、その他の使用は一切認めません。
- (6) 所持品については自己管理を怠らないようにするとともに、すべてのものに記名しておくこと。個人ロッカーや学級の貴重品袋を活用すること。
- (7) 盗難、紛失等の事故が発生した場合には、担任あるいは部顧問の先生と生徒指導部の先生に直ちに連絡すること。
- (8) 学校環境の美化は全員協力して行うこと。
- (9) 生徒会、部活動などで、集会・掲示・配布などをする場合は係の先生に事前に許可を得ること。
- (10) 生徒ロッカーの使用については次の点に留意すること。
 - (イ) ロッカー内、および周辺は常に清潔にしておく。
 - (ロ) 教科書その他、本来毎日持ち帰るべき物を入れない。
 - (ハ) 学校生活に不必要的物品を入れない。
- (二) 施錠を完全にしておく。
 - (ホ) 他人のロッカーや錠には手をふれない。
- (11) 冷暖房機器の使用については別にきまりがあります。
- (12) 図書館の利用は「図書館利用規定」にしたがって最大限に活用すること。
- (13) 部活動への参加・不参加は自由であるが、自分の趣味や将来への進路を見すえ、積極的に参加し、部活動によって人間性をより豊かなものにするよう務めること。
- (14) 通学途上は交通規則・車内道徳を守り、交通事故等をおこさぬよう細心の努力をはらうこと。単車での通学や通学の一部の利用については禁止します。自転車通学については別にきまりがあります。
- (15) 登校後は、授業終了時まで原則として外出は認めません。特に外出しなければならない時には担任に届け出ること。
- (16) 緊急避難の場合以外に非常出入り口や非常階段を使用しないこと。また防火壁や火災報知器にはみだりに手を触れないこと。
- (17) 上履・下履の区別をはっきりとし、校舎内では常に指定された上履を正しく着用し無断で学校の来客用スリッパを使用しないこと。
- (18) 来客には礼儀正しく、他校生には友好的に接しましょう。また通学途上では、非行や事故につながる行動はせず、互いに注意し合うこと。
- (19) 通学路、駅構内などでの行動は高校生らしくすること。町の美化に協力しましょう。
- (20) 飲酒（ノンアルコール飲料含む）・喫煙（ニコチンの有無を問わず加熱式タバコ、電子タバコ等類似物含む）・シンナー遊び・万引き・暴力行為・窃盗等、触法行為は絶対にしてはならない。飲酒・喫煙・薬物等使用などの同席の場合も同様の行為と見なす。 *ノンアルコール飲料：外観、味、香りなどが酒類に似ているもの。

◎欠席・遅刻・早退について

- (1) 欠席(忌引・公欠)、遅刻・早退等が事前にわかっている場合には担任に連絡をし、必要であれば、関係の届を提出しておくこと。
- (2) 当日、欠席、遅刻、早退する場合は、8時20分までに「さくら連絡網」により連絡すること。遅刻した場合は各学年のフロアーまたは生徒指導室にて「遅刻届」を発行してもらい教科担任または担任に提出すること。
考查を欠席した場合は、速やかに欠試届を提出すること。
- (3) 忌引日数は別に定めます。

◎服装のきまり

登下校時には制服を着用する。ただし、休日に限り本校指定の体操服・部活動ジャージの登下校を可とする。部活動ジャージについては、部活動に所属している生徒に限る。

*休日：土曜、日曜、祝日、代休日、長期休暇期間。授業日、行事日は除く。

また、雨天時、雨合羽を必要とする時に限り、登下校に本校指定の体操服を雨合羽の下に着用することを可とする。

- ・私服、スリッパ・サンダル履きの登下校 ×
- ・部活動ジャージは、生徒指導室に代表者が届け出た服装のみに限る。

(1) 制服の着用について

1. 服装は簡素、清潔であり、高校生の品位を保つように心がけましょう。
2. 雨天時、雨合羽を必要とする時に限り、登下校に本校指定の体操服を雨合羽の下に着用することを可とする。
3. 冬服、夏服は制定しますが、その着用時期や期間については、特に定めません。
体調や気象条件に合わせ、各自で選択して着用すること。

(2) 頭髪等

1. 頭髪…パーマ・染髪・脱色は禁止する。その他、いかなる加工も認めません。
高校生らしからぬ、奇異な髪型は認めません。
2. 装身具…装身具（指輪・ピアス・ネックレス等）は禁止します。
3. 化粧…化粧（口紅・マニキュア・マスカラ等）は禁止します。

◎自転車通学について

本校への通学路については最近交通事情が深刻さを増し、交通事故が発生しやすく危険な箇所も多くみられます。従って生徒の通学については電車、バス等の交通機関を利用し、もしくは徒歩によることが望ましいですが、やむをえず自転車による通学を希望する者は、次の諸条件を満たす者に限り自転車通学を許可します。

1. 交通機関による通学が著しく困難な者。
2. 本校を中心として半径1.0km以内には居住しない者。
3. 交通機関の学割定期券を利用してない者。
4. 交通機関の学割定期券を利用しているが、学校最寄り駅（恩智、法善寺は不可）に駐輪場を確保し、それを証明できる者。（学校最寄り駅、置き自転車通学）
5. 特別な事情を有する者。

付 則（運転免許証の取得について）

1. 二輪車・自動車による通学（部活動等で校外へ出掛ける場合も含む）は一切禁止します。通学の一部区間での乗車についても一切禁止します。また制服着用での乗車は認めません。
2. 単車・自動車運転免許証を所持する者は取得後ただちに、生徒指導部に届出ること。
3. 尚、これから免許証を取得しようと考えている者は、授業等、学校の教育活動にさしつかえない時期を選んで手続きをすること。運転免許証の取得を認めている本校においては、免許証に関わるいかなる場合も授業等、学校の教育活動に支障をきたす事は一切認めません。